

# 第4章 施策の展開

## 1 安全・安心なまちづくりの推進

### (1) 犯罪防止に配慮したまちづくり

犯罪防止に配慮した道路や公園、住宅等の整備に努め、さまざまな空間や場面で犯罪が起きにくい取り組みを進め、だれもが安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

#### ①防犯カメラ等の設置

##### ●加古川市見守りカメラの設置運用

市内全28小学校区の通学路や学校周辺、主要道路の交差点等に合計1,475台の「加古川市見守りカメラ」を設置し、犯罪の抑止、事件等の早期解決、市民生活の安全の確保を図ります。

##### ●庁用車等へのドライブレコーダー搭載

庁用車やごみ収集車にドライブレコーダーを搭載し、事故や犯罪の抑止、早期解決につなげます。

##### ●地域見守り防犯カメラ設置の支援

町内会等の地域団体に対して、防犯カメラの設置費用の一部を支援し、地域における犯罪発生を抑止するとともに、地域住民の防犯意識高揚と地域防犯力の向上を図ります。

##### ●安全・安心パトロール事業

犯罪の抑止等のため、青色回転灯パトロールカーで、学校園の下校時間を中心に、市域の巡回パトロール及び啓発を実施し、安全・安心の確保に努めます。

#### ②防犯に配慮した道路・公園・通学路等

##### ●利用者の安全を確保する景観への配慮

一定規模以上の公共事業等を実施する際、公共事業等景観形成指針に基づき、防犯・安全対策上から死角の排除など利用者の安全を確保する景観に配慮するよう協議します。

#### ③空き家等の適正管理

##### ●空き家等の適正管理指導

保安上、衛生上、景観上その他生活環境の保全上の観点で管理不全になっている空き家等の所有者に対し、法律や条例に基づき適正管理の指導を行います。

### (2) 一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」ことを認識し、自らの安全確保に対する意識を高めるとともに、市民が実践する防犯対策の促進に取り組みます。

#### ①子どもへの安全教育

##### ●学校園での防犯教室の実施

学校園で防犯教室を実施し、子どもたちが、犯罪は身近に起こるものだという認識をもち、犯罪に巻きこまれない方法や巻きこまれた際の対処法を理解できるよう促すことで、一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

##### ●「おしえて！消ちゃん先生」事業

消防署の職員が市内の小学校に出向いて、3年生を対象に防火・防災に関する授業を行い、子どもの時からの防火に関する意識の向上に努めます。

## ②さまざまな媒体を活用した防犯情報の提供

### ●子ども安全ネットかこがわ\*の活用

子ども安全ネットかこがわを活用し、不審者等の緊急情報を配信し、防犯に関する情報を速やかに提供します。

### ●ひょうご防犯ネット\*登録の促進

不審者による子どもへの声かけ情報、ひったくり情報、防犯に関する情報などを兵庫県警より配信する、ひょうご防犯ネットの登録を促進します。

## ③自主防犯活動の促進

### ●街頭防犯キャンペーンの実施

毎年4月、6月、10月に加古川警察署、加古川地区防犯協会、加古川地区企業防犯協会と協働で啓発チラシ等を配付する街頭防犯キャンペーンを実施します。

### ●一戸一灯防犯運動の実施

各家庭や事業所で門灯や玄関灯を点灯して屋外を明るくし、街頭犯罪や不審者による犯罪等を防止するため、「一戸一灯防犯運動」を推進します。

## (3) 地域の防犯ネットワークの構築

地域の安全・安心に向けて、さまざまな主体が連携し、地域が一体となって犯罪を防止する活動を推進します。

## ①地域における子どもの見守り活動

### ●地域住民による登下校時の見守り活動

児童・生徒の登下校時間に町内会や民生委員・児童委員、PTA、老人クラブなど地域住民が交代で通学路や校門前に立ち、声かけや見守りを実施します。

### ●「こどもを守る110番の家」の設置

「こどもを守る110番の家」の加入を促進し、地域ぐるみで子どもを守り育てるという意識の高揚に努めます。

## ②地域の団体や関係機関との防犯ネットワークの構築

### ●地域防犯活動団体連絡会議の開催

毎年2回、地域防犯活動団体連絡会議を開催し、団体への情報提供や、登下校の防犯対策に関する意見交換を行うことで、団体間及び関係機関との情報交換の場を構築します。

## ③地域の防犯グループの活動支援

### ●防犯リーダー養成講座の開催

毎年12月に防犯リーダー養成講座を開催し地域での防犯リーダーの養成を推進します。

### ●地域防犯活動団体への防犯啓発物資の支給

地域で活動する防犯活動団体に活動時に使用する啓発物資(帽子・ベスト・赤色誘導灯等)を配付し、活動を支援します。

## 2 ささまざまな支援の充実

### (1) 就労支援

利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関等と連携し、一人ひとりの意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援を行います。

#### ①職業訓練や就労に向けた相談・支援の充実

##### ●就職支援セミナーの開催

就職支援セミナーを開催し、履歴書の書き方等就労に向けた知識・技術の習得などを支援します。

##### ●JOBフェアの開催

ハローワーク加古川管内雇用対策協議会と連携した合同就職面接会を開催し、就職に結びつくよう支援します。

##### ●ハロートレーニングの紹介

ポリテクセンター加古川で行われるハロートレーニング(離職者訓練・求職者支援訓練)を紹介し、就職に必要な職業スキルや知識の習得を支援します。

##### ●労働相談の開催

雇用条件、職場内の人間関係などあらゆる労働問題について、相談支援を行います。

##### ●ひとり親家庭の親に対する就労支援

###### <自立支援教育訓練給付金事業>

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。

###### <高等職業訓練促進給付金事業>

ひとり親家庭の親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを支援します。

##### ●女性のための働き方・労働相談の実施

男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による「女性のための働き方相談」と、社会保険労務士による「女性のための労働相談」を実施します。

#### ②高齢者への就労支援

##### ●関係機関と連携した就労相談等の案内

シルバー人材センターと連携した会員募集や就労相談、ハローワーク加古川と連携した「生涯現役支援窓口」、東播磨県民局と連携した「高齢者就労相談窓口」の案内を行います。

#### ③障がい者への就労支援

##### ●障がい者雇用に関する周知・啓発

ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進について周知・啓発を行います。

##### ●障がい者雇用への取り組み

障害福祉施設等の授産製品の優先調達や就労訓練活動事業による就労機会の提供に努めます。

#### ④生活困窮者等への就労支援

##### ●くらしサポート相談窓口での自立相談支援

###### <就労準備支援事業>

働く自信がない、生活リズムが整っていない等で、就労するための準備が整っていない人に対して、若者サポートステーション\*と連携しながら就労準備のための支援を行います。

##### ●ハローワーク加古川との連携

ハローワーク加古川と連携しながら就労支援を行い、生活困窮者の就労が実現するよう支援します。

#### ⑤就労支援事業の普及啓発

##### ●事業者への啓発

事業者に対し、法務省が推進する協力雇用主制度や、法務省所管の刑務所出所者等の就労を支援する「コレワーク\*（矯正就労支援情報センター）」を紹介します。

### (2) 住居の確保の支援

地域社会で安定した生活が送れるよう、適切な生活拠点の確保を推進します。

#### ①住宅確保要配慮者に対する居住支援

##### ●くらしサポート相談窓口での自立相談支援

###### <一時生活支援事業>

住む所がなく困っている人に一時的な宿泊場所と食事を提供します。

###### <住居確保給付金事業>

家賃を払えず困っている人に家賃相当額を補助します。

##### ●居住支援活動の充実

県、不動産関係団体及び居住支援団体等との連携を拡充し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と入居後の居住支援に取り組みます。

##### ●セーフティネット住宅の登録促進

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない住宅として県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数の増加促進を図ります。

##### ●障がい者グループホームの家賃負担の助成

施設から地域での生活への移行を推進するとともに、地域での自立生活を支援することを目的として、障がい者グループホームの家賃負担の一部を助成します。

##### ●障がい者グループホームの整備

市障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、地域での生活の基盤となる障がい者グループホームの整備を進めます。

#### ②公営住宅への入居における特別な配慮

##### ●高齢者住宅等安心確保事業

シルバーハウジング\*に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して安否確認や生活相談等を実施し、在宅生活の安心を確保します。

##### ●市営住宅入居の要件の緩和

60才以上の高齢者や障がい者等、民間の賃貸住宅への単身入居が困難な人の単身入居を認め、住宅困窮度の高い人への的確な提供を図ります。

### (3) 保健医療・福祉サービスの充実

一人ひとりの状況に応じた、適切なサービスの提供を通じて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、関係機関や地域の支援関係者と連携しながら、支援体制の充実を図ります。

#### ① 高齢者への支援

##### ● 地域包括支援センターによる包括的支援

市内 6ヶ所に地域包括支援センターを設置し、健康に関する相談、介護サービスの手続きの支援、介護予防に関する支援、成年後見制度の利用支援、介護者からの相談、高齢者虐待に関する相談などを実施し、包括的な支援を行います。

##### ● 介護予防や認知症に係る相談支援

介護予防指導員や認知症相談員を配置し、地域包括支援センターと連携して、高齢者の介護予防や認知症に関する相談支援を実施します。

##### ● 老人措置事業の実施

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な状態の概ね 65 歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置します。

##### ● 成年後見制度の利用支援

申立人がいないことや経済的理由などにより申立てができない認知症高齢者等に対し、市長が申立人になったり手続き費用等を助成したりすることで、制度の利用促進を図ります。

#### ② 障がい者への支援

##### ● 障がい者基幹相談支援センターによる

相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

##### ● ピアカウンセリングの実施

身近な困りごとをもつ障がい者から同じ障がいをもつ人(ピア)が相談を受け、ピア自身の体験などに基づき、相談者にアドバイスをを行います。

#### ③ 子どもと家庭に関わる支援

##### ● 子育て世代包括支援センターによる妊娠・

出産・育児に関する相談支援

保健師や助産師による妊娠・出産・育児に関する相談支援、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取り組めるよう、妊娠中から乳幼児期までの子育てを支援します。

##### ● 養育支援訪問事業の実施

支援が必要と認められる家庭に対し、子育てヘルパー、保健師等を派遣し、家事や育児等の援助を行うことにより、その家庭の抱える養育上の諸問題の軽減及び解決を図り、家庭の養育力の育成と向上を支援します。

##### ● 子育てプラザにおける育児相談

乳幼児(未就学児)の子育てに関する悩みや不安について、電話や面接での相談を実施します。

##### ● こども療育センターによる療育支援

令和 2 年度に医療型から福祉型児童発達支援センターに移行し、肢体不自由や知的・発達に遅れなどがある療育を必要とする就学前の子どもを対象とした親子通園療育を行います。また、センター内にある診療所では、運動発達や言葉の遅れ・行動面での問題が見られ、日常生活に困難さがある子どもを対象に診察や訓練等を実施し、ライフステージに応じた療育支援や専門的技術を提供します。

#### ④生活困窮など困難な課題をもつ人への支援

##### ●くらしサポート相談窓口での自立相談支援

###### <家計改善支援事業>

家計管理に問題がある人に家計改善のアドバイスや各種貸付・助成制度等を紹介します。

##### ●医療費の助成

経済的負担の軽減を目的に、一定の要件に該当する障がい者や高齢者などに対して、保険診療の自己負担の一部を助成します。

##### ●健康相談・訪問指導の実施

心身の健康の保持増進を目的とし、健康問題を総合的に把握した上で、必要な指導を行います。

##### ●生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会が窓口となり、所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付をすることにより、生活の安定と経済的な自立を図ることを目的とした支援を行います。

##### ●生活保護制度による支援

持てる資産、能力に応じて最善の努力をしてもなお生活ができない人に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立して生活していけるように支援します。

#### ⑤薬物依存のある人への支援

##### ●健康相談の実施

薬物依存からの回復に取り組もうとする人からの心身の健康に関する問合せや相談に対し、県などの関係機関と連携を図りながら、適切な治療・支援につなげます。

##### ●薬物乱用防止の啓発

県などの関係機関と連携を図りながら、成人式における啓発資材の配布やホームページを通じて、市民への普及啓発に取り組みます（注：薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法でを使用することをいい、覚醒剤や麻薬などは1回使用しただけでも乱用にあたります。）

#### (4) 地域での見守り

地域で課題を抱えた人を早期に発見し、対応するため、さまざまな担い手による支えあいや助けあいの仕組みづくりに取り組むとともに、地域での見守り活動を推進します。

##### ①地域ぐるみの見守り活動の推進

##### ●民生委員・児童委員による相談・支援活動

住民の身近な相談相手として、また、地域住民と行政等の関係機関をつなぐパイプ役として、見守りや支えあい活動の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。

## ②地域福祉を担う人材の発掘・育成

### ●生活支援コーディネーターの配置

地域に生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアやインフォーマルサービスなどの地域資源の開発や、地域のネットワークの構築を推進します。

### ●ゲートキーパー養成研修の実施

市民や民生委員・児童委員、教職員等に対し、自殺予防の観点から、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう養成研修を行います。

### ●認知症サポーター養成講座の実施

認知症の理解のための普及啓発、認知症の人への接し方を学ぶための講座を、企業や学校等で実施します。

### ●日常生活支援サポーター養成研修の実施

高齢者の生活の支援を行うため必要な知識を身につけたい人に対し、必要な技術及び知識等の習得を目的とした研修を実施します。

## 3 子どもの健全育成を支える仕組みづくり

### (1) 非行の防止

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域のさまざまな関係機関が連携し、地域全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を支えます。

## ①青少年の健全育成の充実

### ●青少年の健全育成の取り組み

青少年の自立をめざし、学校園・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及び支援体制の強化を図り、また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努めます。

### ●合同補導の実施

毎月1回、小中学校の先生や少年補導委員、地域の関係団体の代表が中学校区ごとに集まり、情報連携を図りながら、校区内の補導や環境の総点検を実施します。

### ●いじめ防止対策の推進

「加古川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを推進し、「いじめをしない させない 見逃さない！」学校・学級づくりの実現をめざします。

## ②子どもの居場所づくりの推進

### ●児童クラブの設置

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図ります。

### ●市内で開設されている子ども食堂のPR

市のホームページや広報紙を活用して、市内で開設されている子ども食堂を紹介するとともに、子どもたちが食事を通して地域住民とふれあえる子ども食堂が、子どもの居場所としての役割を担うことを周知します。

### ③薬物乱用の未然防止

#### ●薬物乱用防止教室の開催

市内小中学校の児童・生徒を対象として、薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性・有害性について正しい理解を促します。

### ④情報モラル教育の推進

#### ●情報モラル教室の開催

市内小中学校の児童・生徒や保護者を対象として、情報モラル教室を実施し、インターネットの利用について正しい理解を促します。

## (2) 修学・学習支援の充実

次代を担う子どもや若者の学びや成長を支える取り組みを推進します。

### ①学習や進学に必要な資金援助

#### ●就学援助制度の実施

経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して、学用品費・修学旅行費など学校で必要な費用の一部を援助します。

#### ●特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級や通級指導教室に通う児童・生徒などの給食費をはじめとするさまざまな費用を支給し、保護者の経済的負担を軽減します。

### ②修学に課題を抱えた子ども・若者への学習相談・学習支援

#### ●くらしサポート相談窓口での自立相談支援

<子どもの学習・生活支援事業>

宿題をしない、できないなど、学習習慣が身についていない子ども及びその保護者に対し、学習意欲の向上を図るなど将来的な自立に向けての支援を行います。

#### ●校区外・区域外就学の許可

いじめや不登校などの理由により、教育的な配慮を必要とする場合や、DV等により住民票とは異なる住所に居住している場合に校区外・区域外からの就学を許可し、安心して学習できる環境を確保します。

#### ●青少年追相談員制度の実施

市内各中学校に青少年追相談員を任命し、中学校卒業後の生徒に対して高校や職場への定着指導を図り、中途退学・離職者の未然防止をめざすとともに、やむを得ず中途退学・離職した者に対する適切な進路変更や再就職の相談活動を進めます。

### ③専門家による相談支援

#### ●スクールソーシャルワーカーの活用事業

市内全中学校区に各1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、要支援家庭と学校、関係機関との連絡調整や社会資源の活用を促し、中学校区内の児童・生徒やその家庭が抱える課題の解消を図ることができるよう支援を行います。

#### ●教育相談センターにおける相談支援

市内の幼児から児童・生徒やその保護者に対して、学校生活や発達、子育て、しつけに関する相談支援を行い、必要に応じて専門機関へつなぎます。

### (3) 家庭・学校園・地域との連携強化

家庭、学校園、地域が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動を推進します。

#### ① 地域学校協働活動の推進

##### ●コミュニティ・スクール\*の導入

学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールの導入を進める中で、保護者や地域住民の代表が学校運営に参画することで、学校・家庭・地域が協働し、子どもたちが学びと育ちを支える仕組みづくりを推進します。

##### ●放課後子ども教室事業の実施

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちとともに行うスポーツや文化活動等を実施します。

##### ●児童・生徒による地域ボランティア活動の実施

児童・生徒が地域行事に参加したり、公民館の清掃を行ったりするなど、地域ボランティアと活動し、地域との連携を図ります。

##### ●中学校区連携「ユニット12」

中学校区を1つのユニットとして、その地域の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した成長を支援します。

#### ② 学校をサポートする体制

##### ●学校園支援ボランティア

学校園が必要とする活動について、住民をはじめとした地域の関係者がボランティアとして協力し、子どもたちの育成と、地域の活性化をめざした取り組みを進めます。

##### ●「市教育委員会と県警察本部との相互連携に係る協定書」の締結

教育委員会(市内学校)と警察本部が、児童生徒の健全育成のために、非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童・生徒の指導支援を行います。

## 4 広報・啓発活動の推進

### (1) “社会を明るくする運動\*”の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。

#### ① “社会を明るくする運動”の広報・啓発

##### ●保護司会等と連携した広報の実施

毎年7月1日に、地域の人々とともに、市内のJRや私鉄の各駅において、街頭啓発活動を実施します。

##### ●市広報紙等での情報発信

強調月間である7月に、市の広報紙への記事掲載や庁内放送による啓発を実施します。

##### ●“社会を明るくする運動”作文の募集

小中学生が、日常の中で犯罪や非行等について感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めることを目的に、市内各小中学校の児童・生徒を対象として、作文を募集します。

## (2) 人権意識の高揚

矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について、正しい理解と共生をめざす姿勢を育むため、差別意識や偏見の解消に向けた人権教育・啓発を推進し、人権意識の高揚を図ります。

### ①人権教育・啓発の推進

●家庭、職場、地域での人権教育・啓発の実施  
学習機会の提供や、相談支援体制の充実に努めることにより、家庭、学校、地域などの各場面において、市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自らの問題と捉え、理解を深めることができるよう、人権教育・啓発を推進します。

### ●男女共同参画の啓発

男女共同参画週間の記念講演会や男女共同参画推進専門員によるセミナー等を実施し、男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまちをめざして啓発を行います。

### ●学校での人権教育・啓発の実施

各学校で教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた人権教育を実施します。また、人権教育担当者等を対象に、人権教育研修会を実施します。

## (3) 民間協力者の活動支援

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めます。

### ①更生保護\*団体への活動支援

#### ●更生保護団体の活動をPR

市の広報紙やホームページを活用して更生保護団体の活動に関する広報を行い、地域住民が更生保護団体の支援活動に協力する意識を醸成します。

#### ●更生保護サポートセンター\*の設置

保護司・保護司会の地域における活動拠点として、更生保護サポートセンターを総合福祉会館内に設置し、保護司の処遇活動に対する支援を実施するとともに、地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

### ②民間ボランティアの確保

#### ●ボランティアセンター\*による支援

市ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動への住民の理解や参加を呼びかけたり、ボランティアの育成やコーディネートを行ったりすることにより、ボランティアの裾野の拡大を図ります。

## 5 関係機関・団体等との連携の強化

### (1) 関係機関との連携強化

国や県、矯正施設など関係機関が、それぞれ把握している課題の情報共有を行うなど、連携強化を推進します。

#### ①国、県、保護観察所、矯正施設等との連携

##### ●再犯防止等推進会議への参加

法務省及び市町村が、再犯防止等の推進に関する政策の企画、実施、課題等について協議を行うことで、国及び市町村間で再犯防止に係るネットワークを構築します。

##### ●加古川矯正展及びはりま矯正展の後援

矯正施設に収容されている受刑者の改善更生に向けた取り組みの紹介等を行う矯正展の後援をすることにより、矯正行政への理解を深める機会につながる支援を行います。

##### ●市内所在矯正施設との連携協力

市職員による矯正施設の見学、矯正施設職員による研修の実施、矯正施設視察委員としての市職員の参画、定期的な情報交換の場の創出など、市内に所在する4つの矯正施設との連携を強化します。

##### ●社会貢献活動への協力

矯正施設が行う社会貢献活動に協力し、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰につながる支援を行います。

##### ●要保護児童対策地域協議会を設置

要保護児童及び特定妊婦への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図っていきます。

##### ●加古川矯正施設教誨事業の後援

矯正施設において、受刑者の精神的救済や道徳性の助長を目的に行われる教誨活動の後援をすることにより、受刑者の改善更生につながる支援を行います。

##### ●法務少年支援センター\*との連携

少年補導委員及び青少年育成連絡協議会による法務少年支援センター（少年鑑別所）の見学、法務少年支援センター職員による研修の実施など、当センターと連携し、専門的知識やノウハウを活用することにより、地域における青少年の健全育成に関する取り組みと適切な支援へつなぎます。

#### ②警察との連携

##### ●高齢者虐待にかかる連携の強化

高齢者虐待が疑われる事案について警察から市に通報があった場合、市や地域包括支援センターにおいて高齢者虐待への対応や防止に努めます。

##### ●生徒指導担当者会の開催

市内の生徒指導担当教員と警察等の関係機関が、定期的に情報交換会や事例検討を実施し、児童・生徒の非行防止・健全育成に向けて顔の見える関係づくりに努めます。

##### ●加古川地区学警連絡・校外補導連盟理事会・委員会の開催

学校と警察、教育委員会で情報交換会や研修会を実施し、緊密な連携によって相互に協力し、校外生活における児童・生徒・学生の健全育成を図ります。

##### ●非行防止教室の開催

東播少年サポートセンターが開催する非行防止教室により、非行の未然防止に努めます。

### ③自治体間の連携

#### ●矯正施設所在自治体会議への参加

矯正施設が所在する自治体間のネットワークを形成し、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進するため、相互に有益な情報交換、調査研究、国や都道府県に対する提言や要望を行います。

## (2) 民間協力者との連携強化

再犯防止推進のために欠くことのできない存在である民間協力者との適切な役割分担によって、効果的な連携体制を構築します。

### ①更生保護団体との連携

#### ●保護司会活動等への支援・協力

保護司会や更生保護女性会へ補助金を交付し、更生保護活動の促進に寄与するとともに、同団体が実施する研修会等への支援・協力を行うことにより、連携を強化します。

#### ●保護司会等との情報交換

保護司会、更生保護女性会、BBS会\*と情報交換することにより、日々の活動の支援や、課題の共有を図ります。

### ②民間事業者との連携

#### ●「加古川市見守り協定」の締結

協力事業者と協定を締結することで、地域で孤立しがちな高齢者やその世帯などを、日常的、重層的に見守ることにより、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように支援します。

## (3) 地域住民を中心としたつながりの強化

地域住民が、地域における課題を共有し、解決に向けて取り組むことができる体制づくりをめざして、さまざまな主体の関わりによるネットワークの形成を支援します。

### ①町内会や民生委員・児童委員等との協働

#### ●町内会と単位民生児童委員協議会との連絡会

町内会と各地区民生児童委員協議会との連絡会を実施し、地域内の情報共有やネットワークづくりを推進します。

#### ●ささえあい協議会の開催

町内会役員、民生委員・児童委員、ボランティア、民間事業者、介護事業者、教育機関など地域の関係主体に加え、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政が集まり、地域の特性を生かしながら、ささえあいの仕組みづくりについて協議します。

### ②地域の活動を施策に生かす取り組みの推進

#### ●地域ケア会議の開催

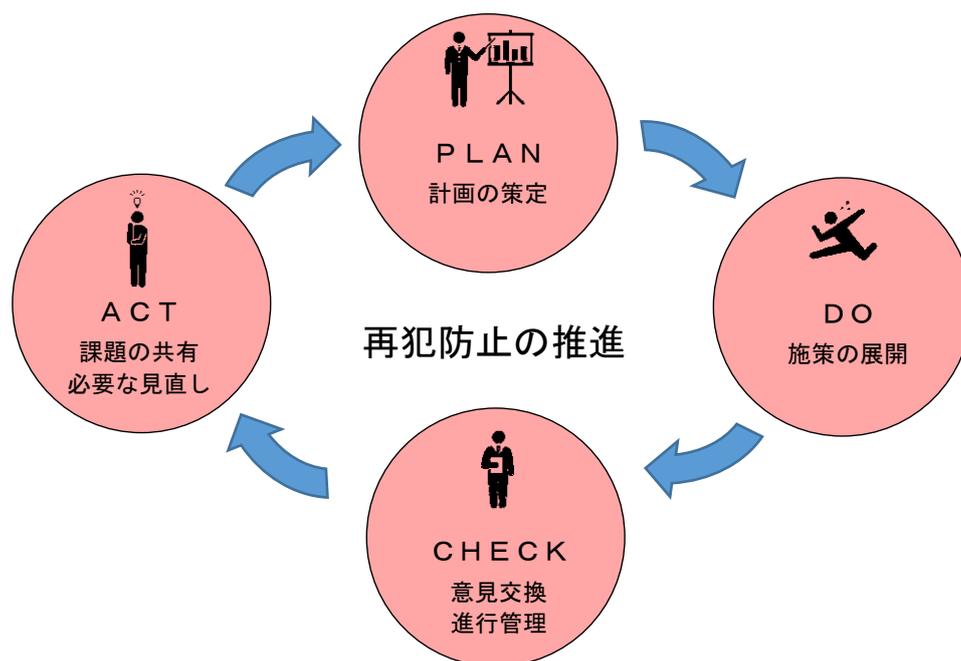
地域包括支援センターごとに開催している「地域ケア個別会議」に加えて、全市的な地域課題を解決する「地域包括ケア推進会議」を開催し、連携体制を確立します。他の地域包括支援ネットワークとの連動も視野に入れ、地域ケア会議の全体の充実を図ります。

#### (4) 計画の推進体制の確立

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課による「加古川市再犯防止推進計画策定連絡会議」を設置し、情報や課題の共有を図るとともに、オブザーバーである関係機関等の意見を取り入れながら審議を行ってきました。

計画策定後も、本計画を着実に推進するため、庁内各課が相互に連携して再犯防止施策に取り組むとともに、定期的に進捗状況を把握・評価し、計画の進行管理をします。

また、引き続き、大阪矯正管区や市内の矯正施設、保護司会等と情報共有を図り、連携・協力しながら、再犯防止のための取り組みを進めます。



#### <参考> 「加古川市再犯防止推進計画策定連絡会議」

- ・議長  
福祉部次長
- ・委員  
人権文化センター、生活安全課、産業振興課、高齢者・地域福祉課、生活福祉課、障がい者支援課、介護保険課、健康課、家庭支援課、住宅政策課、学校教育課、青少年育成課
- ・オブザーバー  
大阪矯正管区、神戸保護観察所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、加古川学園・播磨学園、加古川市社会福祉協議会、加古川保護区保護司会